

群馬県警察組織犯罪対策要綱の制定について（例規通達）

平成23年9月1日

群本例規第34号（組一）警察本部長

〔沿革〕 平成24年2月群本例規第2号（組一）、3月第5号（総企）、25年3月第6号（総企）、26年10月第46号（組一）、27年3月第8号（総企）、28年3月第5号（務）、29年3月第3号（務）、30年3月第2号（務）、31年2月第7号（務）、令和2年3月第11号（務）、2年9月第31号（組）  
改正

（概要）

この規定は、組織犯罪が治安に重大な影響を与えるものであることに鑑み、群馬県警察が各部門の総力を挙げて犯罪組織の実態を的確に把握して所要の対策を講じ、効果的な打撃を与えることにより、犯罪組織の弱体化及び壊滅を図り、もって県民生活の安全と平穏を確保するため、必要な基本的事項を定めたものである。